

令和2年度 国際チャーター便支援事業 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下、「OCVB」という。)が、国際チャーター便を利用した沖縄旅行商品を取り扱う海外の旅行会社へ助成金を交付するにあたり必要な事項を定める。

(目的)

第2条 当事業は、沖縄県の施策に基づき、海外の空港から沖縄県内空港へ入る国際チャーター便の運航増加を図り、定期便就航につなげることを目的とする。

(事務取扱者)

第3条 当事業は、沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課とOCVB誘客事業部海外プロモーション課を所管とし、OCVBが事務の取扱いを行う。

(用語の定義)

第4条 「国際チャーター便」とは、海外の空港から沖縄県内空港へ運航する外国人観光客の送客を主な目的とした国際チャーター便のことをいい、プライベートジェット機のチャーターは含まないものとする。

2 「国際連続チャーター便」とは、海外の空港から沖縄県内の空港へ一定期間中に4往復以上連続して運航する国際チャーター便のことをいう。

3 「重点市場」とは、沖縄県が海外市場において戦略的な誘客戦略を展開していくにあたり定めた市場で、台湾、香港、韓国、中国を指す。

4 「戦略開拓市場」とは、沖縄県が海外市場において戦略的な誘客戦略を展開していくにあたり定めた市場で、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナムを指す。

5 「新規開拓市場」とは、沖縄県が海外市場において戦略的な誘客戦略を展開していくにあたり定めた市場で、欧州、北米、豪州、ロシアを指す。

(助成対象事業者)

第5条 当事業の助成対象となる事業者(以下、「助成対象事業者」という。)は、次の各号全ての要件を満たす旅行会社とする。

(1) 航空会社と直接チャーター契約を交わした旅行会社であること。ただし、航空会社と日本国内の旅行会社が直接契約を交わした場合は、その国内旅行会社より直接仕入れ・販売した海外の旅行会社を対象事業者とする。

(2) 申請にかかる事業について、沖縄県における国庫予算等を活用した当事業と同様の助成を受けていないこと。

(3) 日本語での対応が可能であること。

(助成対象期間)

第6条 当事業の助成対象期間は、2020年4月1日(旅行出発日)から2021年2月28日(旅行終了日)までとする。

2 交付決定総額が予算額に達した場合には、助成対象期間内であっても受付を終了とする。

(助成額)

第7条 助成額は、下記対象地域から沖縄県内空港への送客実績に助成単価を乗じて得た額とする。なお、助成単価は、本県の施策に基づき沖縄県が別途決定する。

(1) 重点市場

台湾・香港・韓国・中国 ⇒ 沖縄県内離島空港

(2) 戦略開拓市場

タイ・シンガポール・マレーシア・インドネシア・フィリピン・ベトナム ⇒ 沖縄県内空港

(3) 新規開拓市場

欧州・北米・豪州・ロシア ⇒ 沖縄県内空港

2 助成額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 次に該当するものは、助成対象外とする。

- (1) 沖縄を発着地とする旅客
- (2) 邦人旅客
- (3) 座席未使用旅客(インファント)
- (4) 添乗員(ツアーリーダー)、ガイド、自社の役員や従業員
- (5) 旅客情報について、異なる助成対象事業者の申請内容と重複しているもの
- (6) 契約書に記載された契約座席数を超えた人数

(申請書の提出)

第8条 助成対象事業者は、原則として旅行実施終了日から起算して15日以内に、次の各号全ての書類を提出することとする。ただし、2021年2月の旅行実施分については、旅行実施終了日から起算して15日以内又は2021年3月3日のいずれか早い日を提出期限とする。

- (1) 同意書(様式第1号)
- (2) 申請書(様式第2号)

- (3) チャーター契約書の写し ※契約額が記載された箇所は黒塗り可とする
 - (4) 航空会社に提出した搭乗者リスト ※第7条第3項で定める搭乗者の判別が可能であること
 - (5) チャーター旅行募集広告(パンフレット/新聞広告/ネット広告)
 - (6) (航空会社と日本国内の旅行会社が直接契約を交わし、その国内旅行会社より直接仕入れ・販売した海外の旅行会社の場合)
国内の旅行会社と海外の旅行会社との契約書の写し
 - (7) その他、OCVBが必要と認めるもの
- 2 原則として、前項で示す提出書類(1)~(2)においては原本のみを有効とする。FAXや電子メールで送信された書類は、原本とはみなさない。
- 3 当事業は申請主義によるものとし、OCVBからの連絡の有り無しにかかわらず、助成対象事業者が所定の書類を提出しない場合又は提出書類に不備がある場合は、申請を受け付けない。

(交付額の決定)

- 第9条 OCVBは、第8条により提出された申請書類を審査の上、沖縄県が定める助成単価に基づき助成金交付額の決定を行い、交付決定通知書(様式第3号)により助成対象事業者に通知するものとする。
- 2 OCVBは、第1項の審査において助成が適切でないと判断したものについては、助成金の一部又は全部を交付しない。

(申請の取下げ)

- 第10条 第9条の通知を受けた助成対象事業者は、何らかの事情によりやむを得ず申請を取り下げるときは、速やかに取下げ書(様式第4号)を提出しなければならない。また、その場合は再度の申請は認めない。

(助成金の請求及び支払)

- 第11条 助成対象事業者は、交付決定通知書に記載された期日までに、請求書(様式第5号又は様式第5号-2)を提出しなければならない。
- 2 OCVBは、原則として助成対象事業者が指定した金融機関口座へ円建てで振り込むことにより助成金を交付するものとする。助成対象事業者がやむをえない事情により外国通貨での受領を希望し、また、OCVBがその通貨での送金が可能である場合は、日本円で確定した交付決定額を送金日の為替レートを適用して外国通貨に換算し、助成金を交付する。なお、海外送金にかかる受取手数料は、助成対象事業者が負担すること。
- 3 助成対象事業者と請求書の口座名義人が異なる場合は、請求書と併せて委任状を提出しなければならない。

(交付の取消し及び返還)

第12条 OCVBは、助成対象事業者がこの要綱の規定に違反したとき、又は助成金申請書等の提出書類に虚偽の記載をしたときは、助成金の交付決定を取消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

2 助成対象事業者は、前項の規定により助成金返還の請求を受けたときは、OCVBが指定する期日までに、当該助成金をOCVBに返還しなければならない。また、返還に伴い発生する振込手数料及び受取手数料は、返還の請求を受けた助成対象事業者が負担することとする。

(調査)

第13条 OCVBは必要に応じて、助成対象事業者に対して報告を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。この場合において、助成対象事業者は、正当な理由がない限り、報告及び現地調査を拒否することはできない。

(書類の管理)

第14条 助成の交付を受けた助成対象事業者は、助成金にかかる経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理の下に5年間保存しなければならない。

(免責事項)

第15条 当事業の実施にあたり、助成対象事業者と第三者との間に発生した問題について、OCVBは一切関与しない。

(その他)

第16条 この要綱に定めのない事項については、沖縄県とOCVBが協議して決定する。

2 当事業の実施にあたり問題が生じた場合は、日本国内の法律を適用して協議し、解決を図るものとする。

附則

この要綱は、2020年4月1日から施行する。